

災害時等における飲料水等物資の供給協力に関する協定書

志布志市長（以下「甲」という。）と株式会社 南日本飲料 代表取締役（以下「乙」という。）とは、志布志市域内において、地震、津波、風水害等による災害時、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料水等物資の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。



（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力して飲料水等の物資の安定供給を行うことにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において飲料水等の物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する当該物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、次の各号に定めるとおり対応するものとする。

1 乙が、甲の管内に設置した乙の災害対応型自動販売機の機内在庫の商品を甲に無償で提供する。

2 前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の商品（以下「乙商品」という。）を甲に供給する。ただし、この場合の乙商品は、有償にて提供する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、飲料水等とし、乙が保有する物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、災害時等における飲料水等物資の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第6条 乙は、第2条の要請に対し、乙の供給できる範囲内で、乙の店舗において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、乙は甲の指定する場所へ物資を運搬するものとする。

（費用負担）

第7条 乙の物資の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、物資の供給及び運搬終了後）に、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払）

第8条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、明細書等を作成し、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の

支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

別紙

(報告)

第 9 条 甲は、乙が保有する飲料水等の物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

2 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(補償)

第 10 条 この協定に基づき業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法律に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(その他必要な支援)

第 11 条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

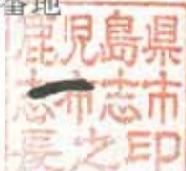
第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定締結の初年度は協定締結日から以後の最初の 3 月 31 日までとする。なお、有効期間満了日の 1 か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 12 月 18 日

甲 鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地
志布志市長 本田修 

乙 鹿児島県鹿屋市川東町 7637 番地

株式会社 南日本飲料

代表取締役

小川 猛 